

事業者排出量削減計画書(新規・変更)

(あて先) 京都府知事		平成18年		
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪府吹田市江坂町1-13-33 進和江坂ビル9F		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) 株式会社ローソン 近畿ローソン支社長 奥田 一郎 電話 06 - 6380 -		
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	コンビニエンスストア「ローソン」のフランチャイズチェーン展開			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月			
基本方針	基本方針は①電気消費量の削減②ガソリン燃費の改善によりCO2排出量削減に取り組みます。また、当社はコンビニエンスストアのフランチャイズ本部であるため加盟店分も含めて計画している。事業活動の拡大(店舗数の増加)が必然であり、CO2総排出量での削減ではなく、CO2排出原単位(kg-CO2/床面積・営業時間)の削減を目指します。			
推進体制	全社的に温暖化対策に取り組むため環境マネジメントシステムを導入しており、京都府内の全事業所(店舗含む)でもISO14001を認証取得しています。支社長を実行責任者とし、副支社長を推進責任者として、実行計画の策定とその進捗管理体制を構築します。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18、19	店舗部門	新店は寒冷空調・休型システムの導入、既存店は冷凍機・空調機・防露ヒーターの制御機能の統一化する。	
	18、19	営業部門	営業用車両をリースアップ時期に低燃費車へ順次入替する。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	12,674 t	13,163 t	3.86 %
	B 輸送車両排出区分	0 t	0 t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 12,674 t	*2 13,163 t	3.86 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	
		削減量等合計		*3 0.0 t
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績) *1 12,674 t	目標年度(計画) *2-(*3) 13,163 t	削減率(計画) 3.86 %	
特記事項	当社はコンビニエンスストアのフランチャイズ本部であるため加盟店分も含めて計画している。事業活動の拡大(店舗数の増加)が必然であり、総排出量では3.86%の増加となります。ただし、CVS各社が加盟する日本フランチャイズチェーン協会としての基準であるCO2排出原単位(kg-CO2/床面積・営業時間)では、基準年(平成17年)は「0.0490kg-CO2/床面積・営業時間」、目標年(平成19年)は「0.0468kg-CO2/床面積・営業時間」であり、基準年比で「4.58%」の削減を見込みます。			
連絡先	担 当 部 署			
	担 当 者 氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他管の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。